

○国立大学法人宮崎大学における公的研究費の適正管理に関する規程

平成19年10月25日
制 定

改正 平成22年 3 月 31 日 平成22年 9 月 22 日
平成24年 3 月 29 日 平成26年 3 月 17 日
平成26年 9 月 26 日 平成27年 3 月 27 日
平成27年 3 月 30 日 平成28年 3 月 25 日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人宮崎大学（以下「本学」という。）における公的研究費を適正に運営・管理するため、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 公的研究費の運営・管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「公的研究費」とは、学内予算で措置された研究費及び学外機関から受入又は本学に経理を委任された研究費をいう。

2 この規程において「研究者等」とは、前項の公的研究費を受けて研究を行う本学職員その他公的研究費に関連するすべての者をいう。

3 この規程において「部局」とは、学部、工学教育研究部、研究科、学内共同教育研究施設、医学部附属病院、安全衛生保健センター、情報基盤センター、障がい学生支援室、テニユアトラック推進機構、みやだいCOC推進機構及び事務局をいう。

(最高管理責任者)

第4条 本学に、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を有する最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正防止策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じ、次条に定める統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任及び権限を有する統括管理責任者を置き、総務担当理事をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正防止策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

3 各部局における公的研究費の運営・管理について実質的な責任及び権限を有するコンプライアンス推進責任者を置き、各部局の長をもって充てる。

4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 自己の管理監督又は指導する部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。

(2) 不正防止を図るため、部局内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。

(3) 自己の管理監督又は指導する部局において、研究者等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

5 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス推進責任者の役割の実効性を確保する観点

から、学科、課程、専攻、部門レベルで、複数のコンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

（関係規程等の明示）

第6条 最高管理責任者は、本規程及び事務処理手続要領等（以下、「規程等」という。）を研究者等に明示し、研究者等はこれらを熟知し、遵守しなければならない。

2 研究者等は、規程等を遵守すること、不正を行わないこと並びに規程等に違反して不正を行った場合は、本学及び配分機関の処分並びに法的な責任を負担することについて、宮崎大学公的研究費不正防止計画で定める誓約書を提出するものとする。

3 規程等は、常時その内容について見直しを行う。

（相談窓口）

第7条 本学に、効率的な研究の遂行を適切に支援するため、事務処理手続き及び資金の使用等に関する本学内外からの相談に答える窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

2 相談窓口については、別に定める。

（職務権限）

第8条 公的研究費の事務処理に関わる権限及び責任は、国立大学法人宮崎大学会計規則その他の学内規則等の定めによる。

（教職員の意識向上の推進）

第9条 最高管理責任者は、次に掲げるところにより、研究者及び事務職員の意識の向上を図らなければならない。

(1) 研究者個人の発意で提案して採択された研究課題であっても、資金は公的なものであり、本学による管理が必要であるという原則及びその精神を研究者に浸透させる。

(2) 事務職員は専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識を学内に浸透させる。

2 研究者及び事務職員の行動規範は、本学の研究者等行動規範に定めるところによる。

（不正使用に係る調査及び懲戒等）

第10条 第14条の規定による通報又は会計検査・監査により不正使用の疑いが生じた場合は、別に定めるところにより処理する。

2 前項により不正が確定した場合は、最高管理責任者は、別に定めるところによりこれを公表するものとする。

3 不正使用が確定した場合、不正を行った者及びその管理監督に適正を欠いた者に対する懲戒の種類及びその適用については、不正の背景、動機等を総合的に勘案し、悪質性に応じて、国立大学法人宮崎大学職員懲戒等規程により、懲戒処分等を行う。

4 私的流用等、行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟を行うことがある。

（不正防止計画の策定）

第11条 最高管理責任者は、不正使用を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定するとともに、率先して不正防止に対応することを本学の内外に表明しなければならない。

2 最高管理責任者は、自ら不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

（不正防止計画推進室の設置）

第12条 本学に、不正防止を推進するため、宮崎大学公的研究費不正防止計画推進室（以下「推進室」という。）を置く。

2 推進室の組織・運営について必要な事項は、別に定める。

（予算の適正管理等）

第13条 コンプライアンス推進責任者は、随時、予算の執行が計画と合ったものになっているか確認し、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究者に対し計画どおり執行するよう促し、研究計画の遂行に問題があれば改善策を講じるなどの要求をしなければならない。

ない。

- 2 予算執行部局及び契約担当部局は、連携・協力して発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握する。
- 3 前2項に定めるもののほか、予算の適正管理のため、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、次に掲げる関係事項についてそれぞれ必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 不正な取引は研究者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることにかんがみ、癒着を防止する対策を講じる。
 - (2) 発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営する。
 - (3) 非常勤雇用者勤務状況の確認等、公的研究費の管理体制を整備する。
 - (4) 研究者の出張計画の執行状況等を部局の事務部で把握できる体制を整備する。
- 4 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分については、別に定める。

(不正通報窓口)

- 第14条 公的研究費の不正使用に関する本学内外からの通報（告発）窓口を置き、国立大学法人宮崎大学公益通報に関する取扱要項第2条に基づいて設置した窓口（企画総務部人事課をいう。）をもって充てる。
- 2 公的研究費の不正使用に関する通報を受けた窓口は、速やかにその旨を推進室に報告しなければならない。会計検査・監査により不正使用の疑いを知り得た監査課及び照査・検収室においても同様とする。
 - 3 推進室の長は、前項の内容について、必要に応じ、最高管理責任者に報告しなければならない。

(行動規範等の理解の確認)

- 第15条 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、研究者及び事務職員が取るべき行動規範や公的研究費に関するルールをどの程度理解しているか、随時確認するものとする。

(不正防止取組等の公表)

- 第16条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用への取り組みに関する本学の方針及び意思決定手続きを外部に公表するものとする。

(モニタリング及び監査制度)

- 第17条 最高管理責任者は、監査課を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付けるとともに、本学全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備する。
- 2 公的研究費の適正な管理のため、監査課及び照査・検収室は、次に掲げる業務を行うとともに、監事及び会計監査人との監査の効率的連携を強化する。
 - (1) 会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証を行う。
 - (2) 推進室との連携を強化し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。

(事務)

- 第18条 この規程に関わる事務は、財務部照査・検収室が処理する。

(雑則)

- 第19条 公的研究費以外の経費にかかる不正使用については、この規程を準用する。
- 2 この規程に定めるもののほか、公的研究費の適正管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。